

占用範囲の考え方

- ① 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所
- ② 歩道上においては、原則 2.0 m の歩行空間を確保する。
- ③ 視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は
ブロックの中心から両側 0.5 m は歩行空間とする。



